

四半期報告書

(第55期第1四半期)

焼津水産化学工業株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第55期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 焼津水産化学工業株式会社

【英訳名】 YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 和広

【本店の所在の場所】 静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市駿河区南町11番1号
静銀・中京銀静岡駅南ビル6階

【電話番号】 054(202)6044

【事務連絡者氏名】 経営統括本部 経理部長 大勝 利昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第1四半期 連結累計期間	第55期 第1四半期 連結累計期間	第54期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高（千円）	5,170,938	4,909,494	20,813,228
経常利益（千円）	391,358	397,684	1,456,222
四半期(当期)純利益（千円）	249,051	245,975	886,681
四半期包括利益又は包括利益（千円）	203,862	441,928	1,148,829
純資産額（千円）	17,868,854	18,457,210	18,190,170
総資産額（千円）	21,464,036	21,906,393	21,626,767
1株当たり四半期(当期)純利益金額（円）	17.73	18.29	63.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	83.3	84.3	84.1

（注）1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）のわが国経済を取り巻く環境は、雇用情勢の厳しさは残るものの、安倍政権の経済政策アベノミクスによる円高是正や株価上昇を背景として、個人消費の持ち直しやデフレ状況の緩和も加わり、徐々に景気回復へ向けた動きが出てきております。

このような中、当社グループでは、新中期経営計画「Change & Challenge」の初年度にあたり、これまで取り組んできた子会社を含めた事業構造改革で得た筋肉質な収益構造を維持しつつ、自らが“変化”し、新しいことに“挑戦”していく企業風土を醸成しながら、更なる企業価値向上と持続的な成長の実現に向けた取り組みを進めております。

具体的には、4つの柱（i. 既存事業の深化、ii. 新商品・サービス開発、iii. 新規顧客開拓、iv. 新事業領域開拓）へ経営資源を集中投入すべく、販売及び開発の体制を見直し、既存事業を強化しつつ新規開拓専任の部署を設けて新たな分野への仕掛けを始めています。また、製造面では、今秋から掛川市で新工場の建設が始まり、生産性及び品質の向上に向けた取り組みやBCP対策も着実に進んでおります。これらの施策を確実に成果に結び付けるため、各部署で数値目標を設定し、その進捗管理を実施することで計画の達成に努めました。

連結売上高につきましては、医療栄養食におけるOEM生産の減少が響き、49億9百万円（前年同四半期比2億61百万円、5.1%減）となりましたが、主力の調味料部門では前年並みの売上を確保することができました。利益面につきましては、売上減少に伴い連結営業利益は3億35百万円（同59百万円、15.0%減）となりましたが、連結経常利益は前期に計上した匿名組合投資損失等がなくなり3億97百万円（同6百万円、1.6%増）、連結四半期純利益は2億45百万円（同3百万円、1.2%減）となりました。

セグメント別の業績は以下の通りです。なお、当第1四半期連結会計期間より、従来「その他」に含めていた「各種わさび類他香辛料」について報告セグメント区分の「調味料」に含めた記載に変更し、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(調味料)

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種わさび類他香辛料の製造販売です。売上高はほぼ前期並みの20億97百万円（前年同期比19百万円、0.9%減）でしたが、セグメント利益（営業利益）は引き続き増加傾向にあり、3億10百万円（同7百万円、2.5%増）となりました。

(機能食品)

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売及び医療栄養食のOEM製造販売ですが、医療栄養食のOEM生産が大きく減少した影響で、売上高は16億43百万円（同1億87百万円、10.2%減）、セグメント利益（営業利益）は2億16百万円（同23百万円、9.8%減）となりました。

(水産物)

水産物は、主に冷凍鮪・冷凍鯉の原料販売並びに加工製品の製造販売です。売上は鮪の販売が輸出向けを中心に好調に推移し、売上高は8億85百万円（同8百万円、1.0%増）となりましたが、前期から続く原料高の影響でセグメント利益（営業利益）は22百万円（同2百万円、10.4%減）となりました。

(その他)

その他は、その他商品の販売ですが、売上高は2億82百万円(同62百万円、18.2%減)、セグメント利益(営業利益)は4百万円(同13百万円、74.9%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産の総額は、前連結会計年度末に比べ2億79百万円増加し、219億6百万円となりました。

流動資産は、現金及び預金が2億98百万円減少した一方、受取手形及び売掛金が2億1百万円、商品及び製品が1億42百万円、原材料及び貯蔵品が1億63百万円増加したことなどにより1億76百万円増加し、114億5百万円となりました。

固定資産は、投資有価証券が株価の上昇等により1億65百万円増加したことなどにより、1億2百万円増加し105億円となりました。

流動負債は、支払手形及び買掛金が2億6百万円、賞与引当金が1億2百万円増加する一方、未払法人税等が1億89百万円減少したことなどにより、31百万円減少し30億68百万円となりました。

固定負債は、繰延税金負債が81百万円増加したことなどにより、44百万円増加し3億80百万円となりました。

純資産は利益剰余金が71百万円、その他有価証券評価差額金が1億49百万円増加したことなどにより、2億67百万円増加し184億57百万円となりました。

この結果、自己資本比率は84.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(対処すべき課題)

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

① 基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為（下記③ロaに定義されます。以下同じとします。）について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上又は株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

イ. 3カ年中期経営計画「Change & Challenge」

当社グループは、平成25年度から平成27年度までの3カ年中期経営計画「Change & Challenge」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業を目指し、新計画では“成長への再挑戦”と位置付け、4つの柱（（i）既存事業の深化、（ii）新商品（サービス）開発、（iii）新規顧客開拓、（iv）新事業領域開拓）に経営資源（ヒト・金・物）を集中投入し成長戦略を描いていくことを基本方針とし、これらに基づく以下の4つの重点施策を着実に進展させることで、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

(a) 既存コア事業の深耕、BCP対応

事業構造改革により筋肉質になった収益構造を維持すると共に、当社の主力とする調味料事業及び機能食品事業を更に深耕します。また、平成24年6月に静岡県の内陸部に取得した工場用地に平成26年度中の稼働を目指して新工場の建設を行い、生産効率向上と事業継続計画（BCP）を着実に進めていきます。

(b) グローバル展開と新たな海外拠点（東南アジア）の設置

当社は、成長著しい中国への足掛かりとして平成16年に100%出資子会社「大連味思開生物技術有限公司」を設立し、海外展開を進めてきました。グローバル展開の第2弾として、今後成長が見込まれる東南アジアのマーケットを視野に入れ、ASEAN地域に海外拠点の設立を目指します。

(c) 新事業への挑戦

新たな成長エンジンの確立のため、当社グループの得意とする「おいしさと健康」のカテゴリーに加え、その周辺領域である農業分野、環境分野、化粧品分野などへの事業拡大に挑戦します。

(d) グループ経営基盤の強化

グループ経営基盤の強化を目指し、子会社の事業構造改革を進めるとともに、本体・子会社とも経営指標を生かした管理を行い、全体最適の観点から収益力の向上と相乗効果の創出を図ります。

ロ. コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は社外取締役1名を含む取締役9名で構成され、法令等で定められた事項及び経営上の重要事項を審議・決定しています。監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され、監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しています。また、当社は、社外取締役1名および社外監査役2名のうち1名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

こうした経営体制のもとで、会社法及び金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、平成24年5月11日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を継続することを決議し、平成24年6月28日開催の当社第53期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの概要は、以下のとおりです。

イ. 本プランの目的

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者(以下「大規模買付者」といいます。)に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会(下記③ロeに定義されます。以下同じとします。)の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。)によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成24年5月11日開催の取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続を決定し、平成24年6月28日開催の第53期定時株主総会にて、株主の皆様よりご承認いただきました。

ロ. 本プランの内容について

a. 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)乃至(c)のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (a) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数の場合を含みます。以下本(c)において同じとします。）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

b. 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

c. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

e. 特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

f. 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に向うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

g. 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

ハ. 本プランの有効期間並び継続について

本プランの有効期間は、当社第53期定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、本プランは、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、(i)株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、(ii)本プランの存続が株主の皆様の意思に係らしめられていること、及び(iii)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、30百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,056,198	14,056,198	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	14,056,198	14,056,198	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	14,056,198	—	3,617,642	—	3,414,133

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 605,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,432,500	134,325	1単元の株式数 100株
単元未満株式	普通株式 17,998	—	—
発行済株式総数	14,056,198	—	—
総株主の議決権	—	134,325	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
焼津水産化学工業 株式会社	静岡県焼津市小 川新町5丁目8 番13号	605,700	—	605,700	4.3
計	—	605,700	—	605,700	4.3

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、芙蓉監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,118,530	2,819,657
受取手形及び売掛金	4,814,110	5,015,427
商品及び製品	1,339,387	1,481,626
原材料及び貯蔵品	1,709,522	1,872,598
繰延税金資産	148,956	148,426
その他	106,496	75,418
貸倒引当金	△8,200	△7,550
流動資産合計	11,228,802	11,405,603
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,420,677	2,409,842
機械装置及び運搬具（純額）	1,266,325	1,270,301
土地	3,419,907	3,433,276
リース資産（純額）	58,597	54,044
建設仮勘定	124,600	63,000
その他（純額）	65,290	70,444
有形固定資産合計	7,355,398	7,300,909
無形固定資産	170,305	166,233
投資その他の資産		
投資有価証券	2,585,426	2,751,229
繰延税金資産	5,486	4,507
その他	293,987	286,530
貸倒引当金	△12,639	△8,621
投資その他の資産合計	2,872,260	3,033,646
固定資産合計	10,397,964	10,500,789
資産合計	21,626,767	21,906,393

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,904,313	2,110,761
リース債務	18,767	20,366
未払法人税等	343,899	153,981
未払消費税等	38,209	35,086
賞与引当金	115,854	217,912
役員賞与引当金	—	4,998
その他	679,033	525,158
流動負債合計	3,100,076	3,068,265
固定負債		
リース債務	47,254	40,478
繰延税金負債	66,064	147,553
退職給付引当金	199,299	168,983
長期未払金	13,434	13,434
その他	10,465	10,465
固定負債合計	336,520	380,916
負債合計	3,436,596	3,449,182
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,617,642	3,617,642
資本剰余金	3,414,133	3,414,133
利益剰余金	11,363,862	11,434,982
自己株式	△489,245	△489,278
株主資本合計	17,906,393	17,977,479
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	298,459	447,936
為替換算調整勘定	△14,682	31,794
その他の包括利益累計額合計	283,777	479,731
純資産合計	18,190,170	18,457,210
負債純資産合計	21,626,767	21,906,393

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	5,170,938	4,909,494
売上原価	3,908,908	3,725,147
売上総利益	1,262,029	1,184,347
販売費及び一般管理費	867,592	849,190
営業利益	394,436	335,156
営業外収益		
受取利息	852	2,523
受取配当金	25,135	28,455
受取賃貸料	4,483	4,447
為替差益	—	13,413
その他	9,317	14,706
営業外収益合計	39,789	63,546
営業外費用		
支払利息	45	75
匿名組合投資損失	31,691	—
為替差損	7,052	—
その他	4,077	943
営業外費用合計	42,866	1,018
経常利益	391,358	397,684
特別利益		
固定資産売却益	6	—
投資有価証券売却益	—	7,434
国庫補助金	6,160	—
特別利益合計	6,166	7,434
特別損失		
固定資産除却損	311	6,857
災害による損失	1,015	—
固定資産圧縮損	6,118	—
特別損失合計	7,445	6,857
税金等調整前四半期純利益	390,079	398,262
法人税等	141,027	152,287
少数株主損益調整前四半期純利益	249,051	245,975
四半期純利益	249,051	245,975

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	249,051	245,975
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△70,931	149,476
為替換算調整勘定	25,742	46,477
その他の包括利益合計	△45,189	195,953
四半期包括利益	203,862	441,928
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	203,862	441,928
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1. 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	158,832千円	152,366千円
のれんの償却額	—	254千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	168,607	12	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	174,855	13	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	2,117,331	1,831,155	876,712	4,825,199	345,738	5,170,938	—	5,170,938
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	1,156	1,913	3,070	7,693	10,764	(10,764)	—
計	2,117,331	1,832,311	878,626	4,828,269	353,432	5,181,702	(10,764)	5,170,938
セグメント利益	302,860	239,737	25,249	567,848	18,477	586,325	(191,889)	394,436

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品であります。

2. セグメント利益の調整額191,889千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	2,097,631	1,643,628	885,446	4,626,706	282,788	4,909,494	—	4,909,494
(2) セグメント間の内部売上高または振替高	—	—	1,543	1,543	—	1,543	(1,543)	—
計	2,097,631	1,643,628	886,989	4,628,249	282,788	4,911,037	(1,543)	4,909,494
セグメント利益	310,411	216,180	22,634	549,226	4,635	553,862	(218,705)	335,156

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品であります。

2. セグメント利益の調整額218,705千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた「各種わさび類他香辛料」について報告セグメント区分の「調味料」に含めて記載することに変更しております。これは、当社グループのオーケー食品株式会社が平成25年3月31日付けで当社に事業譲渡を行い、同日付けで解散したことにより、当社において「調味料」と「各種わさび類他香辛料」とを一体として業績を評価することとしたためです。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成しており、前第1四半期連結累計期間の「報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報」に記載しております。

変更後の各報告セグメントの主要な製品及びサービスは次のとおりであります。

(報告セグメント)

調味料	各種エキス、各種オイル、各種スープ、各種粉末調味料、風味調味料、各種具材・惣菜、各種低塩調味料、調味料類受託加工、各種わさび類他香辛料
機能食品	各種海洋性機能性素材、キッチン・キトサン・オリゴ糖類、医療栄養食を含む各種機能食品、各種機能食品受託加工
水産物	冷凍マグロ・カツオ加工、水産物問屋業、倉庫業

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	17.73	18.29
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	249,051	245,975
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	249,051	245,975
期中平均株式数(千株)	14,050	13,450

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

焼津水産化学工業株式会社

取締役会 御中

芙蓉監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 畔村 勇次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 信行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている焼津水産化学工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【会社名】	焼津水産化学工業株式会社
【英訳名】	YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 和広
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山本和広は、当社の第55期第1四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

